

市町村合併

新しいまちづくりは皆さんの声から

美濃加茂市・加茂郡町村 合併協議会設置

4月1日、美濃加茂市と加茂郡7町村により「合併協議会」が設置されました。

この協議会は、「地方自治法」および「市町村の合併の特例に関する法律」の規定により合併に関する協議を進める、いわゆる法定の協議会です。

● 法定合併協議会とは

法定合併協議会は、関係市町村が合併した場合の新市建設計画の作成や、合併に関するあらゆる事項を協議し、合併の是非や時期を含めた最終的な判断、決定をする協議会です。

● 法定合併協議会設置までの経緯

平成14年5月16日に加茂郡町村長、協議会議長から、市に対して市町村合併協議の申し入れがあり、これを受け、8月28日に、任意の協議会「美濃加茂市・加茂郡町村合併検討協議会」を設置しました。

同合併検討協議会では、平成15年3月までに7回の協議、調査を重ね、合併に関する基本的な項目など（表1・2）について合意しました。

今後、法律に基づいて合併の協議

（表2）

市町村合併検討協議会で合意した 基本5項目以外の項目

（合併協議をする上で基本5項目以外に
合意が必要であると思われる項目）

① 地域審議会の設置

現市町村の区域を単位として必要な区域には設置する。なお、役割等の詳細及び設置期間については、今後法定協議会で協議する。

② 都市計画税課税区域の取扱い

合併後の新市において、都市計画区域及び課税区域の見直しを行ったうえで、都市計画税を課税する。

③ 役場・支所等の取扱い

現町村の役場は、当分の間住民サービスと地域活動の推進機関である支所とし、業務内容については今後効率性等を考慮のうえ法定協議会で協議する。

現在の支所、出張所及び連絡所についても、当分の間現状を維持するよう協議する。（名称については検討）

④ 公共施設の統合整備の取扱い

新市の行政効率を高めるため、合併後類似施設ごとの分析・検討を行い、10年後を目途とした公共施設の再配置計画を協議する。

⑤ 議会の議員の定数及び任期の取扱い

法定協議会において検討方法を含めて協議する。

（表1） 合併検討協議会で合意した合併基本5項目

合併の方式	美濃加茂市への編入合併とする
合併の目標期日	平成17年3月31日までの合併を目指す
新市の名称	美濃加茂市
新市の事務所の位置	美濃加茂市の庁舎の位置
財産および債務の取り扱い	すべてを新市に引き継ぐものとするが協議の中で一定のルールを検討する



▲ 合併検討協議会では3月までに7回の協議を行いました